

新城市物品等事後審査型一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新城市の発注する物品の買入れ、借入れ又は役務の提供等に係る入札で、入札後に入札参加資格の審査を行う一般競争入札（以下「物品等事後審査型入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(物品等事後審査型入札の対象)

第2条 物品等事後審査型入札に付する案件は、入札を執行する担当課長（以下「入札執行担当課長」という。）が決定する。

(入札参加資格)

第3条 物品等事後審査型入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 公告日において本市の入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約の相手方の決定までの間において、本市から指名停止の措置を受けていない者
- (4) 公告日から当該案件の落札決定の日までに、本市から「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年3月31日新城市長・愛知県新城警察署長締結）」に基づく排除措置を受けていない者
- (5) その他案件ごとに定める要件を満たす者

(入札公告)

第4条 入札執行担当課長は、物品等事後審査型入札の公告を行うものとし、その公告の写し及び仕様書等をあいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービスに掲載するものとする。

(入札の回数)

第5条 入札の回数は2回以内とする。

(落札決定の保留)

第6条 入札執行担当課長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

2 前項の落札候補者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者
- (2) 最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者

(参加資格審査に必要な書類の提出)

第7条 入札執行担当課長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、必要な場合は速やかに入札公告

に規定する入札参加資格を確認できる資料（以下「入札参加確認資料」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の入札参加確認資料は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（新城市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。

3 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に入札参加資格確認資料を提出しないとき、又は参加資格の審査のため入札執行担当課長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（参加資格の審査）

第8条 入札執行担当課長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み換えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 前項の場合において、同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順位を決定する。

3 参加資格の審査に際し、当該落札候補者の行為が悪質であると入札執行担当課長が認めるときは、新城市請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき不正業者として市長に報告する等の措置を講ずるものとする。

（落札者の決定等）

第9条 入札執行担当課長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者に通知するものとする。

2 入札執行担当課長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して通知するものとする。

3 前条の審査並びに第1項及び第2項の通知は、第7条第2項に規定する資料提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、当該審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。